

2025年2月

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の一部改正
(令和5年3月27日公示)にかかるオプトアウト手続きについて

人を対象とする生命科学・医学系研究について、インフォームド・コンセント（IC）等の手続の見直しが行われ、自らの研究機関において保有している情報から研究者等が新たに仮名加工情報を作成して研究に用いる場合の手続について、必ずしも研究対象者等のICを得ることを必要とせず、オプトアウト（※）による利用が許容されるものとなりました。

【研究対象者から直接インフォームド・コンセントを受けない場合の研究について】

現在、大阪工業大学では以下オプトアウトによる研究を実施しています。

今後、オプトアウトにより既存試料・情報をもちいた研究が本学で行われる際は、下記「オプトアウトを用いた研究一覧」において速やかに公開することとします。研究への協力を希望されない場合は、その旨を該当する研究の公開文書内に記載されている研究担当者までお知らせください。

（※）オプトアウトとは、一定の事項を研究対象者等に通知、又は容易に知り得る状態におき、かつ、研究対象者等が研究の実施等を拒否できる機会を保障する方法のことです。

大阪工業大学 研究支援社会連携推進課
ライフサイエンス実験倫理委員会 事務局

◆オプトアウトを用いた研究一覧

- ・「フィットネストラッカーを活用した運動支援システムの開発」（承認番号 2022-14）
- ・「住民主体による介護保険外の高齢者向け訪問型日常生活支援団体の研究」

（承認番号 2024-94）